

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 11 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

1 一般統計調査の承認	1
2 届出統計調査に係る届出の受理	
(1) 新規	2
(2) 変更	2
(参考) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理	4

(注) 今月は、基幹統計調査の承認事案はなかった。

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

（1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

（2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

（3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

（4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

（5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

（6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注)一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法		調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
								(配布)	(収集)			
食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査	平成29年11月21日	農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室	食品の安全と消費者の信頼の確保を図るための施策として、危害要因分析・重要管理点(HACCP)の導入を推進していく必要があるとされていることから、HACCPの導入状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得ることを目的とする。	全国	1	3,257企業	無作為抽出	郵送	郵送 オンライン	1年	毎年10月下旬～11月下旬(平成29年度は、平成30年1月上旬～2月上旬)	
平成29年度中学校卒業者のうち就職者の就業形態に関する実態調査	平成29年11月22日	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室	中学校卒業者のうち就職者(進学し、かつ就職した者を含む。)の就業形態別の人数及び一時的な仕事に就いた者の人数を把握することを目的とする。	全国	1	5,000校	全数	郵送 オンライン	郵送 オンライン FAX	1回限り	平成29年11月下旬～12月22日	
旅行・観光消費動向調査	平成29年11月28日	国土交通省観光庁観光戦略課観光経済調査室	我が国における旅行・観光消費額を把握することにより、旅行・観光消費の経済波及効果の推計及び分析や、我が国の観光政策の企画・立案のための基礎資料作成等に資することを目的とする。	全国	2	26,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	郵送 オンライン	四半期	基準となる期間(3か月間)の終了後、3週間以内	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

## 2 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	生産性向上に向けた課題 分析調査	平成29年11月1日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内中小企業の実設備投資の実施状況を調査・分 析し、東京都における中小企業施策を立案するため の基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年12月上旬～ 平成30年1月上旬
	濃飛横断自動車道に関す るアンケート調査	平成29年11月10日	岐阜県郡上土木事 務所道路建設課	地域高規格道路濃飛横断自動車道について、計画路 線沿線に位置する企業に対してアンケート調査を実施 することで整備に伴う影響等を把握し、今後の整備計 画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とす る。	岐阜県(郡上 市、下呂市、中 津川市)	2	700事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年12月11日～ 平成30年1月15日
	地域福祉の推進に向けた 青森県民の意識に関する アンケート調査	平成29年11月13日	青森県健康福祉部 健康福祉政策課地 域福祉推進グルー プ	平成29年6月に公布された改正社会福祉法で、都道 府県地域福祉支援計画についての調査、分析及び評 価が都道府県の努力義務とされたことに対応し、青森 県地域福祉支援計画【第二次】の実施状況を適正に 評価するとともに、青森県の地域福祉に関する課題を 把握し、課題に対応した効果的な対策を講じていくた めの基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年12月1日～ 12月22日
	事業所等の受動喫煙防止 対策実施状況調査	平成29年11月14日	秋田県健康福祉部 健康推進課がん対 策室	秋田県内の事業所等における取組状況と受動喫煙防 止対策についての意見について把握し、今後の受動 喫煙防止対策の参考資料とすることを目的とする。	秋田県全域	2	600企業及び事 業所	有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成29年11月中旬～ 12月20日 平成29年11月中旬～ 平成30年3月31日
	非財務項目に関する評価 のあり方と中小企業経営に 関する調査	平成29年11月14日	大阪府商工労働部 商工労働総務課大 阪産業経済リサー チセンター	金融機関の大阪府内中小企業に対する事業性評価 の現状、並びに大阪府内中小企業における非財務項 目と業績との関連性を把握し、地方創生に資する事業 性評価のあり方について検討するための基礎資料を 得ることを目的とする。	大阪府全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年11月22日～ 12月15日
	都市インフラ(施設の維持 管理・物流等)を支える市 内企業の実態調査	平成29年11月14日	北九州市産業経済 局新成長戦略推進 部産業政策課	施設の維持管理・物流等の都市インフラを支える北九 州市内事業所の人手不足の動向(人員の過不足感や 人材確保の課題等)を調査・分析し、今後の施策の基 礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	1,600事業所	全数	郵送	1回限り	平成29年11月27日～ 12月8日
	本社移転の要因に関する 調査	平成29年11月17日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	大阪府政にとって長年の課題である大阪府からの本 社移転の要因について調べ、集計・分析を行うことで、 大阪府における立地施策の基礎資料とすることを目的 とする。	全国	1	166企業	全数	郵送	1回限り	平成29年11月28日～ 12月15日
	鳥取県アレルギー疾患実 態調査	平成29年11月27日	鳥取県福祉保健部 健康政策課	鳥取県内の保育所・幼稚園及び小・中学校におけるア レルギー疾患を有する乳幼児、児童及び生徒の実態 を明らかにし、今後の本県におけるアレルギー疾患対 策の基礎資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	6	6,080人	無作為抽出	保育所、幼 稚園、学校 を通じて	1回限り	平成30年2月下旬
	企業等の結婚支援の取組 に係る調査	平成29年11月30日	福島県保健福祉部 こども未来局こども・ 青少年政策課	福島県内の企業を対象とした結婚に関する意識調査 を行い、結婚支援の課題・ニーズ等を把握し、県の総 合的な結婚支援の実施計画策定の参考とするほか、 平成30年度以降の県の結婚支援の取組を進めるため の基礎資料を得ることを目的とする。	福島県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年12月1日～ 12月31日
(2) 変更	北九州市雇用動向調査	平成29年11月8日	北九州市産業経済 局総務政策部雇用 政策課	北九州市内事業所の雇用動向(従業員の推移、採用 状況等)を調査・分析し、今後の雇用対策を行うに当 たつての基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月上旬～1月下 旬
	外国人住民国籍・地域別 人口調査	平成29年11月13日	三重県環境生活部 ダイバーシティ社会 推進課	三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推 進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎 資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	29市町	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年12月中旬～1月下 旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	佐賀県障害者雇用に関する事業所実態調査	平成29年11月24日	佐賀県健康福祉部 障害福祉課	佐賀県内事業所における障害者雇用の実態及びニーズを把握し「佐賀県新障害者プラン」の策定に当たって、障害者施策及び具体的数値目標等を定める際の基礎資料とすることを目的とする。	佐賀県全域	1	700事業所	無作為抽出	郵送	不定期 (原則5 年)	平成29年12月1日～ 12月22日
	佐賀県障害者の実態及び福祉ニーズ調査	平成29年11月24日	佐賀県健康福祉部 障害福祉課	身体障害者(児)、知的障害者(児)及び精神障害者の実態、福祉サービス等に対するニーズを把握し「佐賀県障害者プラン」の策定に当たって、障害者施策及び具体的数値目標等を定める際の基礎資料とすることを目的とする。	佐賀県全域	4	5,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送 施設職員 等	不定期 (原則5 年)	平成29年12月1日～ 12月22日
	ひとり親世帯生活実態調査	平成29年11月30日	宮崎県福祉保健部 こども政策局こども 家庭課	宮崎県内における母子・父子世帯の生活の状況や行政に対する意見等を調査し、より実態に即した福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	宮崎県全域	2	4,500世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成29年12月1日～ 12月14日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

(参考) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理

受理年月日	基幹統計の名称	作成機関
H29.11.16	国民経済計算	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部企画調査課

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた基幹統計（統計調査以外の方法により作成される基幹統計に限る。）に係る作成方法の通知の受理状況について掲載したものである。